

令和 6 年 6 月

## 第 2 回徳島市議会定例会議案

( 条 例 議 案 )



## 目 次

	ページ
議案第48号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	1
議案第49号 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	3
議案第50号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	5
議案第51号 徳島市営旅客自動車運送事業条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	7



職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定める  
について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

徳島市長 遠藤彰良

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和39年徳島市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育特殊業務手当の項の(5)」を「教育特殊業務手当の項第5号」に改める。

第8条第1項中「その月分又はその月」を「月額をもって定められているものにあつては当月分を，月額以外の基準をもって定められているものにあつては当月」に改め，同項ただし書中「その日」を「当該支給日」に改める。

別表の徴収事務手当の項中「国民健康保険保険料，介護保険保険料」を「国民健康保険料，介護保険料」に，同表の環境保全業務手当の項中「(3)又は(4)」を「第3号又は前号」に改め，同表の高所等業務手当の項の次に次のように加える。

<p>災害応急作業等手当</p>	<p>(1) 異常な自然現象による重大な災害であつて規則で定めるものが発生し，又は発生するおそれがある河川の堤防，道路その他の規則で定める現場において巡回監視等の業務に従事した職員</p>	<p>ア 巡回監視 1日につき 710円 イ 当該災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 1日につき 1,080円 ただし，次に掲げる場合にあつては，ア及びイに掲げる額にそれぞれ次に定める額（同一の日において，次に掲げるいずれの場合にも該当す</p>
------------------	--	---

		<p>るときは、(イ)に定める額)を加算した額とする。</p> <p>(ア)業務が日没時から日出時までの間に行われた場合 ア及びイに掲げる額の100分の50に相当する額</p> <p>(イ)業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合 ア及びイに掲げる額の100分の100に相当する額</p>
	<p>(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づく災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣された職員で、避難所運営に係る業務、罹災証明に係る家屋調査の業務若しくは被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又はこれらに相当する業務に従事したもの</p>	<p>1日につき 1,080円</p> <p>ただし、次に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次に定める額（同一の日において、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、イに定める額）を加算した額とする。</p> <p>ア 業務が日没時から日出時までの間に行われた場合 当該額の100分の50に相当する額</p> <p>イ 業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合 当該額の100分の100に相当する額</p>

別表の消防業務手当の項第3号中「で消防業務（(1)及び(2)に掲げる業務を除く」を「で消防業務（第1号及び前号に掲げる業務を除く。以下この号において同じ」に、「より消防業務（(1)及び(2)に掲げる業務を除く。）」を「より消防業務」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例別表の災害応急作業等手当の項の規定は、令和6年1月1日から適用する。

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（昭和37年徳島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項第1号中「17万2,550円」を「17万7,950円」に改め，同項第2号中「7万7,890円」を「8万1,290円」に改め，同項第3号中「8万6,280円」を「8万8,980円」に改め，同項第4号中「3万8,900円」を「4万600円」に改める。

別表中「6,340円」を「6,618円」に，「8,085円」を「8,283円」に，「9,640円」を「9,795円」に，「10,810円」を「10,923円」に，「11,645円」を「11,718円」に，「12,388円」を「12,438円」に，「5,340円」を「5,568円」に，「6,310円」を「6,470円」に，「6,925円」を「7,038円」に，「8,028円」を「8,093円」に，「8,908円」を「8,950円」に，「9,370円」を「9,398円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の2第2項の規定は，令和6年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し，同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については，なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表の規定は，令和5年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し，その他の公務災害補償の補償基礎額については，なお従前の例による。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

徳島市長 遠藤彰良

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和30年徳島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（特殊勤務手当）

第6条 特殊勤務手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務であつて、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事した職員に対して支給する。

(1) 上下水道局の職員 次に掲げる勤務

ア 有害物質の取扱いを伴う業務に係る勤務

イ 管渠<sup>きよ</sup>内における維持管理業務に係る勤務

ウ 用地交渉業務に係る勤務

エ 災害応急対策業務に係る勤務

オ アからエまでに掲げるもののほか、特殊勤務手当を支給することが適当であると管理者が認める勤務

(2) 交通局の職員 次に掲げる勤務

ア 中休のある勤務

イ 災害応急対策業務に係る勤務

ウ ア及びイに掲げるもののほか、特殊勤務手当を支給することが適当であると管理者が認める勤務

(3) 病院局の職員 次に掲げる勤務

ア 放射線の取扱いを伴う業務に係る勤務

イ 救急医療の業務に係る勤務

ウ 災害応急対策業務に係る勤務

エ アからウまでに掲げるもののほか、特殊勤務手当を支給することが適当であると管理者が認める勤務

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第6条の規定（同条第1号エ、第2号イ及び第3号ウに係る部分に限る。）は、令和6年1月1日から適用する。

徳島市営旅客自動車運送事業条例の一部を改正する条例を定める  
について

徳島市営旅客自動車運送事業条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市営旅客自動車運送事業条例の一部を改正する条例

徳島市営旅客自動車運送事業条例（昭和39年徳島市条例第59号）の一部  
を次のように改正する。

第1条中「全域及びその近郊」を削る。

第3条第2項中「及びその近郊」を削る。

第5条ただし書中「の各号」を削り、同条第4号中「支障」を「支障」に  
改める。

第8条第1項ただし書を削り、同項第1号中「12歳以上」を「次号に規定  
する小児以外」に、「210円以内において管理者が定める額」を「250円」  
に改め、同項第2号中「小人（12歳未満の者）」を「小児（乗車日の属する年  
度（4月1日から翌年3月31日までをいう。次項第1号において同じ。）の  
末日において13歳に達していない者）」に改め、同条第2項中「かかる」を「  
係る」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項  
の次に次の1項を加える。

2 前項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる小児については、無賃とする。

- (1) 旅客（6歳未満の小児（乗車日の属する年度の末日において7歳に達し  
ていない者をいう。以下この号において同じ。）を除く。）が、6歳未満  
の小児であって1歳以上のものを同伴する場合における当該小児（当該旅

客 1 人につき 1 人に限る。)

(2) 1 歳未満の小児

第 9 条第 1 項第 1 号中「1 2 歳以上」を「大人」に改め、同項第 2 号中「1 2 歳未満」及び「小人」を「小児」に改め、同項第 3 号中「普通運賃」を「当該介護人又は付添人に係る普通運賃」に改める。

第 1 0 条第 1 項ただし書中「小人」を「小児」に改め、同項第 1 号ア中「が設定されている場合にあつてはその普通運賃額とし、大人の普通運賃が設定されていない場合にあつては国土交通大臣が定める基準に基づき管理者が定める額とする。以下本項」を「をいう。以下この号及び第 4 号」に改め、同条第 2 項中「以下「学生、生徒、児童等」を「次条第 2 項において「学生等」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「にその」を「に当該」に、「率をその算出して得た額」を「割合を当該額」に改め、同条第 2 項中「学生、生徒、児童等」を「学生等」に改め、「適用し、普通団体に係る運賃は、学生団体以外の団体について」を削る。

第 1 1 条の 2 第 1 項中「定期運賃（小人に限る。）」を「小児に係る定期運賃」に改め、同条第 2 項中「大人」の右に「に係るもの」を加える。

第 1 2 条第 1 項中「の各号」を削り、「その」を「当該」に改め、同項第 1 号中「、第 1 8 条第 1 項」を「第 1 8 条第 1 項」に改め、「乗車券（」の右に「第 1 8 条第 3 項に規定する」を加え、「あわせて第 1 8 条第 3 項に規定する」を「乗車券及び」に、「これを」を「、これを」に改め、同項第 2 号中「、第 1 8 条第 2 項」を「第 1 8 条第 2 項」に、「ときに」を「場合に、」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「その」を「当該」に改め、同項第 1 号から第 3 号までの規定中「券面」を「当該定期乗車券の券面」に改め、同項第 4 号中「、その」を「、当該定期乗車券の」に改め、同項第 5 号中「券面」を「当

該定期乗車券の券面」に、「6月」を「6箇月」に改める。

第17条の見出し中「発行手続等」を「発行」に改め、同条第1項中「定期運賃によりその旅客が」を「定期乗車券を使用して」に、「発行手続等」を「発行」に改める。

第18条第3項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第19条第2項中「の各号」を削り、同項第3号中「その記名人」を「当該定期乗車券の券面に記名されている者」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、同項第2号中「その記名人」を「当該乗車券に記名されている者」に改める。

第20条第1項中「書きかえ」を「書換え」に、「その」を「当該」に、「請求者の申し出」を「当該請求者の申出」に、「引きかえ」を「引換え」に改める。

第21条第1項中「又は団体乗車券」を「若しくは団体乗車券」に改める。

附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則第2項を削る。

附則第3項の前の見出し及び同項を削る。

附則第4項及び第5項を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から管理者が定める日までの間、本市に在住する者に対する徳島市営旅客自動車運送事業条例第10条第4号から第6号までの規定の適用については、同条第4号中「0.45」とあるのは「0.5」とする。